

一般社団法人 EHIMEnoMIKATA 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 EHIMEnoMIKATA（以下「本法人」という）の会員制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の定義)

第2条 本法人の会員とは、本法人の目的に賛同し、所定の手続を経て登録された者をいう。

第2章 会員の種別・資格

(会員の種別)

第3条 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) Observer（以下「オブザーバー」という）：本法人の活動に関心を持ち、無料で情報提供を受ける個人。参加は限定的とし、プロジェクトへの参画や意思決定には関与しない。
- (2) Catalyst（以下「カタリスト」という）：本法人の目的に賛同し、現職公務員として入会した個人。
- (3) Navigator（以下「ナビゲーター」という）：本法人の目的に賛同する個人または団体であり、カタリストと同様の資格を有する。ただし、カタリスト数の状況に応じて入会を制限する場合がある。
- (4) Enabler（以下「イネーブラー」という）：本法人の事業を資金または物資により支援する個人または団体。

(会員の資格)

第4条 会員の資格は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本法人の目的に賛同していること。
- (2) カタリスト・ナビゲーター・イネーブラーについては、所定の入会手続を経て代表理事の承認を受けた者であること。
- (3) オブザーバーについては、所定の登録フォームに必要事項を入力し送信した者であれば足りる。

第3章 入会・退会・除名

(入会手続)

第5条 入会を希望する者は、以下の手続を経なければならない。

- (1) オブザーバー：所定の登録フォームに入力し送信することで入会とする。
 - (2) カタリスト・ナビゲーター・イネーブラー：所定の入会申込フォームに必要事項を入力し、代表理事の承認を受けること。
- 2 代表理事は、申込者の適格性を審査し、承認・不承認を決定する。
 - 3 入会の可否は、電子メール等で通知する。

(会員の任意退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。退会を希望する場合は、所定の退会届を提出するものとする。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本法人の目的に反する行為があったとき
- (2) 定款や規則に違反したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) その他、代表理事が除名すべきと認めたとき

第4章 会費・経費

(会員資格の有効期間及び更新)

第8条 会員の資格の有効期間は、入会が承認された日から1年間とする。ただし、本人からの退会の申し出がない限り、会員資格は1年ごとに自動的に更新されるものとする。

2 法人は、必要に応じて会員に対して更新確認の通知を行うことができる。

(入会金)

第9条 会員は、入会に際して、入会金として金1,000円を納入しなければならない。

2 納入された入会金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会費)

第10条 会員は、次のとおり会費を納入しなければならない。

- (1) オブザーバー：無料
- (2) カタリスト：月額500円または年額5,000円（選択制）
- (2) ナビゲーター：月額500円または年額5,000円（選択制）
- (3) イネーブラー：年額30,000円以上（任意の金額）

2 会費は、当法人の経費に充てるものであり、いかなる理由があっても返還しない。

3 前各号に定める会費については、代表理事の承認を得て、特別な事情があると認められる場合に限り、減額または免除することができる。

4 会員が会費を滞納している期間は、本法人が主催するプロジェクト、イベントその他の活動への参加を制限することがある。

第5章 権利と義務

(活動への参加)

第11条 会員は、次に掲げる形で本法人の活動に関与することができる。ただし、オブザーバーは

(3)のみとし、その他の活動参加は認めない。

- (1) プロジェクトの企画・提案・運営への参加

- (2) イベント、セミナー、広報活動などへの協力
- (3) コミュニティツール、会報、メルマガ、SNS 等での情報受信・発信

(プライバシーと情報管理)

第 12 条 本法人は、会員の個人情報の保護に最大限配慮し、以下の各項に基づき適正に取り扱うものとする。

- 1 本法人は、会員から取得した氏名、住所、連絡先、所属、活動履歴等の個人情報を、個人情報保護法その他関係法令に基づき、適正に取得・管理する。
- 2 取得した個人情報は、本法人の活動目的の範囲内でのみ使用し、本人の同意なく第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合を除く。
- 3 会員は、自身の登録情報について、開示・訂正・削除を求めることができる。
- 4 本法人は、個人情報の漏洩、紛失、改ざん、不正利用を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

(会員ランク制度)

第 13 条 本法人は、会員の活動実績及び貢献度等を考慮し、会員ランク（以下「レベル」という。）を設けることができる。

- 2 会員のレベルは、プロジェクトの企画・実施回数、収益性、他会員への支援、参加度合い等の基準に基づき、本法人が評価・認定する。
- 3 会員のレベルに応じて、報酬額の上乗せ、企画採用の優遇、情報提供の優先、その他の特典を設けることができる。
- 4 本法人は、会員レベル制度の運用に必要な事項を別途定めることができる。

(オブザーバーの位置付けとカタリスト等への移行)

第 14 条 本法人は、オブザーバーに対し、カタリスト、ナビゲーター又はイネーブラーへの移行を随時案内することができる。

- 2 オブザーバーは、本法人の活動内容や理念を理解したうえで、希望により所定の手続を経て、他の会員種別に移行することができる。
- 3 オブザーバーの人数は、会員数の集計においては参考扱いとし、議決権や報告義務の対象外とする。
- 4 本法人は、オブザーバーの登録状況をもとに、情報発信の改善、会員制度の運営方針の見直し等に活用することができる。

第 6 章 雑則

(規程の変更手続)

第 15 条 本規程の制定、改正及び廃止は、総会によって行う。

- 2 規程の変更は、すべての会員に速やかに電子メール、法人公式 Web サイト、会員専用ポータル、又は法人が適当と認める方法により通知するものとする。

附則

この規程は、2025 年 9 月 25 日から施行する。

この規程は、2025 年 11 月 4 日から施行する。

この規程は、2025 年 11 月 7 日から施行する。